

令和 8 年度
公益財団法人水戸市国際交流協会
嘱託員募集要項

公益財団法人水戸市国際交流協会は、市民の国際交流活動の拠点施設である水戸市国際交流センターを管理運営し、市民の国際交流に関する活動の促進や国際感覚の醸成、国際理解の増進を図り、国際交流及び多文化共生の啓発普及を行うための事業を実施するため、水戸市が設立した公益法人です。

当協会では、令和 8 年度嘱託員採用試験（令和 8 年 4 月 1 日採用予定）を次のとおり行います。

◇ 採用区分及び採用予定人数

区分	採用予定人数
嘱託員	1名

※嘱託員の雇用期間は1年です。(試用期間6か月間、勤務成績良好の場合1年ごとの更新あり。)

※雇用期間が通算で5年を超えると、期間の定めのない契約に転換することができます。

◇ 職務内容

- 財団運営に関わる管理業務（経理、庶務等）
- 文書作成事務
- 国際交流事業（姉妹都市交流、外国人市民支援、国際理解講座、市民活動支援、情報発信等）の企画実施
- 翻訳業務
- 水戸市国際交流センターの管理業務（国際交流センターの施設貸出し、来館者応対・案内）など

◇ 応募資格

次の要件を満たす者

応募資格
<ul style="list-style-type: none">学歴、国籍等は問いません。企業における業務経験を有すれば尚可常に勤務できない曜日時間等がなく、シフト勤務に対応できる方普通運転免許所持者(AT 車限定可)英語力（目安として英検準 1 級又は TOEIC730 点程度以上）を有する方。 英語以外の外国語での文書の読み書き、日常会話ができれば尚可

(注) ただし、次のいずれかに該当する方は受験できません。

- 成年被後見人又は被保佐人
- 拘禁刑以上の刑（懲役及び禁錮を含みます）に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

◇ 勤務条件（当協会規則による）

（1）給与等

- ・ 報酬は、当月 21 日に月額で支給します。（月額 245,904 円を予定）
- ・ 報酬額は、給与改定や最低賃金の改定等により変わる場合があります。
- ・ このほか、支給要件に該当する場合、通勤手当、超過勤務手当を支給します。

（2）勤務場所

- ・ 水戸市国際交流センター（水戸市備前町 6-59）
- ・ 担当業務によって、国内または海外出張があります。

（3）勤務時間

所定労働時間は、実働 7 時間 45 分です。始業時刻、終業時刻及び休憩時間は次のとおりとし、シフト勤務表により通知します。

シフト	始業時刻	終業時刻	休憩時間
早番	8 時 00 分	16 時 45 分	11 時 30 分から 12 時 30 分まで
普通	8 時 30 分	17 時 15 分	12 時から 13 時まで
遅番	12 時 30 分	21 時 15 分	16 時から 17 時まで

※勤務時間は、原則として 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（普通）です。

※業務上の必要がある場合、所定勤務時間外に勤務を命ずることがあります。

（4）休日

- ・ 国際交流センターは、毎週月曜日、祝日、年始年末等の休館日を除き開館しているため、土曜・日曜も含めたシフト制の勤務となり、シフト勤務表により割り振られた日が休日となります。
- ・ 基本的に、毎週月曜日を含み、4 週間ごとの期間につき 8 日の休日となります。
- ・ なお、国民の祝日に関する法律に規定する休日（土曜日を除く）、年末年始は原則として休日となります。

（5）休暇等

- ・ 年次有給休暇（初年度 10 日付与。採用期間等により、1 年間に最大で 20 日付与）
- ・ そのほか、夏季休暇、忌引休暇、家族看護休暇等があります（休暇等により、付与条件、有給・無給の別があります）。

（6）福利厚生等

- ・ 社会保険（健康保険・厚生年金保険・雇用保険・労災保険）に加入します。
- ・ 水戸市勤労者福祉サービスセンターへ会員加入します。

◇ 選考

【第一次】	書類選考 （ご提出いただいた書類の内容を総合的に判断します。） ・実施日：令和8年2月中旬 ※合否発表：合否にかかわらず応募者全員にメールで通知します。
【第二次】 ※書類選考合格者のみ	筆記(英文/和文翻訳)、実技試験(PC操作)、日本語及び外国語による個人面接 ・実施日：令和8年2月18日(水)（＊第一次選考結果通知時に時間等詳細を通知） <u>※応募者数によっては、日程が変更になる場合があります。</u> ・場所：水戸市国際交流センター（水戸市備前町6-59） ・持参品：「受験票」の交付はありませんので、第二次試験を受験する際は、第一次試験の結果通知を提示してください。 ※合否発表：合否にかかわらず二次試験受験者全員に書面で通知します。
【第二次選考通過者】	・第二次試験を通過した採用内定者の方には、健康診断書を提出していただきます。 ・資格等取得見込みとして受験し、資格等の取得ができない場合には、採用されないことがあります。 ・採用は令和8年4月1日の予定です。

◇ 応募方法

(1) 提出書類

- 受験申込書（所定様式）
 - ・必要事項を記入し、本人の写真を添付してください。
- 実務経験に関するエントリーシート（所定様式）
- 資格等取得を証する書類 ※申込書に資格等を有する旨を記入した場合
 - ・TOEIC、英検、その他受験申込書に記載した資格等の証明書のコピー
- 指定されたすべての書類を同封の上、下記提出先まで、郵送又は持参にて提出下さい。

(2) 申込期間

令和8年1月24日(土)午前9時 から 2月10日(火)正午まで

- ・持参の場合は、期間中の閉館日【毎週月曜日】を除く午前9時から午後5時15分(最終日は正午)の間に受付けます。
 - ・郵送の場合は、締切日時必着（封筒の表面に「受験申込」と朱書きしてください）。また、封筒の裏面には、あなた（発送元）の郵便番号、住所、氏名を記入してください。
- ◆ 受験申込書は、当協会のホームページからダウンロードすることができます。**

◇ その他

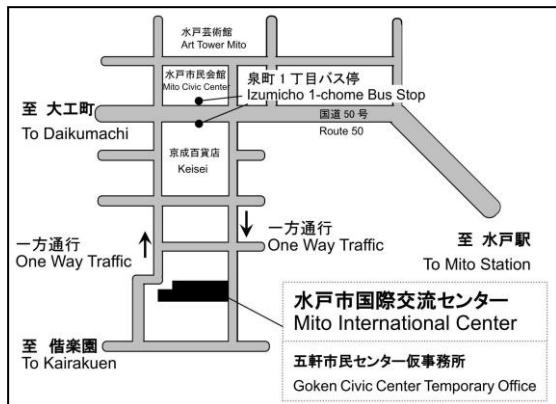
- ・提出書類に虚偽の記載事項等があった場合は、採用を取り消します。
- ・この試験において提出された書類は返却いたしません。また、この採用試験に際して取得した個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

◇ 問合せ・応募書類提出（郵送）先

〒310-0024 茨城県水戸市備前町6-59

公益財団法人水戸市国際交流協会（職員採用担当）（電話 029-221-1800）

【水戸市国際交流センター案内】



【交通】

水戸駅北口バス乗り場より、大工町方面行きバスで約 10 分、4 つ目のバス停「泉町一丁目」で降りて 430m (徒歩約 6 分)

公益財団法人水戸市国際交流協会について

- ◇ 法人名：公益財団法人水戸市国際交流協会
- ◇ 所在地：茨城県水戸市備前町 6-59 (水戸市国際交流センター内)
- ◇ 代表者：理事長 阿部 真也
- ◇ 設立日：平成 7 年 3 月 28 日
- ◇ 事業内容：海外諸都市との国際交流事業の実施、市民の国際交流活動に対する支援、国際交流に関する講演・講座・研修等の実施、外国人市民に対する支援、国際交流に関する情報・資料の収集及び提供、水戸市国際交流センターの管理及び運営の受託 等
- ◇ 職員数：11 人 (協会正職員 4 人／協会嘱託員 4 人／臨時職員 3 人) (令和 8 年 1 月末現在)
- ◇ HP : <https://mitoic.or.jp/>